

議 第 1 1 号 議 案

「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の徹底審議を
求める意見書の提出について

「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の徹底審議を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成27年6月16日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者	富士見市議会議員	大 谷 順 子
	同	金 子 勝
	同	根 岸 操
	同	加 藤 久美子

提 案 理 由

集団的自衛権の行使を可能とする法案の、憲法との関係等について徹底審議を実現するため、「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の徹底審議を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会に対して提出するため、この案を提出します。

「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の徹底審議を求める意見書

国会では「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」が審議されています。

本法案は集団的自衛権の行使を可能にする内容を含むものですが、その具体的な内容に対する政府の見解は必ずしも明瞭ではありません。例えば、自衛隊の他国領域内での活動がどこまで広がるのか、それにより自衛隊員の生命と我が国のリスクがどこまで高まるのか、私たちが容易にイメージできる説明がなされているとは言い難い状況にあります。

本法案は、憲法の解釈変更に端を発し、進んでおりますが、解釈変更そのものが適法か違法かとの指摘、本法案を憲法の解釈変更で進めて良いのか、本来憲法改正をもって進めるべきという手続きの妥当性に対する指摘、更には、本法案が現行憲法に照らし合憲か違憲か等々、学者を含む専門家ですら意見が異なることも含め、国民が理解し、納得できる整理はなされていないのではないのでしょうか。既述のように自衛隊員の生命と我が国のリスクにかかわる法案が、この様に様々な論点で解釈が不統一な状況で成立することを国民は望んではおりません。国民の納得を得ることなく成立させることは、国権の最高機関としての国会の責務を履行したこととはならないと考えます。

よって、富士見市議会は国会に対し、「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」を徹底審議することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 6月 日

富士見市議会

衆議院議長 大 島 理 森 様

参議院議長 山 崎 正 昭 様